

天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務  
プロポーザル実施要領

令和8年1月  
天草市

## — 目次 —

1. 目的
2. 受託者選定の概要
3. 募集及び選定スケジュール
4. プロポーザル方式の種別
5. 事務局
6. 参加資格要件
7. 参加手続き
8. 審査方法
9. 委託契約の締結
10. その他

### 別添資料

- ・(仮称)史跡棚底城跡ガイダンス施設整備基本構想
- ・天草戦国ミュージアム実施設計概要版
- ・天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務委託仕様書（案）

## 1. 目的

令和8年11月1日開館予定の「天草戦国ミュージアム」は、「見て、感じて、楽しみながら歴史を感じる交流拠点」として、国指定史跡棚底城跡を中心に天草諸島の戦国時代をテーマとしたガイダンス施設である。本施設は、中世の天草諸島を舞台に繰り広げられた抗争や、統治していた人々を大型シアターや出土品等を通して史跡の価値を紹介するとともに、天草市へのゲートウェイとしての役割を担う。国指定史跡棚底城跡とまちづくりの連携、施設建設・管理運営でのコスト面等を踏まえ、天草市役所倉岳支所と天草市倉岳図書室との複合施設として建設中であり、地域活性化・まちづくりの核となる。将来的には道の駅としても登録するために調整中である。

本業務は、天草戦国ミュージアムの開館にあたり、その集客や認知度を高めるための効果的な各種広報業務や開館当日のイベント企画・運営を行うとともに、開館後の継続的な集客と天草市内の文化財(世界文化遺産含む)、文化施設、天草市東部地域(御所浦町・倉岳町・栖本町)へ地域住民や観光客の気軽な地域内周遊促進策を実施することを目的とする。

## 2. 業者選定の概要

(1) 業務名 天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務

(2) 業務場所 天草市 地内

(3) 業務内容

ア) ディレクション業務

効果的/効率的な広報プロモーション計画の作成に関する業務

イ) プロモーション業務

広報に関する業務

ウ) 開館イベントの企画・運営業務

天草戦国ミュージアムの開館周知や当日運営に関する業務

エ) 地域内周遊促進策の企画・運営業務

天草市東部地域への周遊促進に関する業務

(4) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 本業務実施上の留意

ア) プロポーザル方式による受託者の公募（以下「プロポーザル」という。）における技術提案の内容は、受託者を選定するために提出を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

イ) 天草戦国ミュージアム建設工事の進捗等により、計画条件等が変更されることがある。

(6) 審査会

受託者の選定は、天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の評価に基づいて行う。

### 3. 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程(予定)
一次審査	募集公告	令和8年1月14日(水)
	実施要領等の配布	令和8年1月14日(水)から1月30日(金)まで
	第1回質問の受付	令和8年1月14日(水)から1月20日(火)まで
	第1回質問の回答	令和8年1月23日(金)
	参加表明書及び参加表明書 関連書類の受付	令和8年1月26日(月)から1月30日(金)まで
	書類審査	令和8年2月6日(金)
	審査結果発表(公表及び通知)	令和8年2月12日(木)
二次審査	技術提案書及び技術提案書 関連書類の受付	令和8年3月2日(月)から3月13日(金)まで
	ヒアリング審査	令和8年3月17日(火)
	審査結果発表(公表及び通知)	令和8年3月19日(木)

### 4. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

### 5. 事務局

プロポーザル審査会の事務局は次のとおりとする。また、プロポーザルに係る書類は、全て事務局に提出するものとする。

天草市観光文化部 文化課

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

電話 (0969) 32-6784 メールアドレス bunka@city.amakusa.lg.jp

### 6. 参加資格要件

- (1) 個人及び共同企業体(JV)による応募は認めない。
- (2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこと。
- (3) 参加者は、次の要件をすべて満たしておくこと。
  - ア) 過去3年間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をしたものでないこと。
  - イ) 天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年3月27日告示第126号）第2条第1項又は第3条第1項から第3項の規定による指名停止を受けていないこと。
  - ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開

始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。

- エ) 法人及びその代表者（個人事業者の場合は、代表者）に法人税、市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - オ) 平成 27 年 4 月以降に国又は地方自治体、その他これに準ずる公的団体が発注した国指定史跡の中世城跡又はそのガイダンス施設に係るプロモーション業務を元請として履行が完了した実績を有すること。なお、九州内に本社がない者は、九州内の支社又は営業所若しくは事務所が元請として履行が完了した実績を有すること。
  - カ) 九州内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。
  - キ) 管理技術者及び現場技術員は、参加表明書の提出時点において、参加者と直接的な雇用関係を有すること。管理技術者は、現場技術員を兼任してはならない。また、現場技術員は本業務に専任の者としなければならない。
- ※「管理技術者」とは、「現場技術業務委託契約条項」（令和 5 年 10 月 1 日告示、天草市）第 8 条の定義による。
- ※「現場技術員」とは、業務の適正な履行の監督を行う役割を担うものをいう。
- ク) 協力者（協力事務所）を加えることができる。
- ※「協力事務所」とは、業務の一部を委任し、または請け負わせる事務所をいう。

#### （4）参加に対する制限

- ア) 参加者 1 者につき 1 提案とする。
- イ) 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。

#### （5）失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア) 審査員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領に定める手続きは除く。）
- イ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査会が認めた場合
- ウ) 本要領の規定に違反すると審査会が認める場合
- エ) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - (ii) 様式及び記載上の留意事項に占める条件に適合しない場合
  - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - (iv) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
  - (v) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、

同様とする。)

(6) 費用負担

プロポーザルの応募等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

7. 参加手続き

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、天草市ホームページから入手するものとする。

イ 配布期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月30日（金）まで

(2) 第1回質問の受付

参加表明手続に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式第4号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月20日（火）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ電子メールによりPDF及びワードデータ（エクセルデータも可）で提出すること。なお、電子メールの表題に、「天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務プロポーザル質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

ウ 質問に対する回答

令和8年1月23日（金）午後5時までに、天草市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

(3) 参加表明書等の受付

参加表明書（様式第1号）及び参加表明書関連書類（様式第2号・様式第9号から様式第11号まで）を、次のとおり提出すること。

※必要に応じ、様式第12号を提出すること。

ア 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した参加表明書等受領

書（様式第3号）を受付後に交付するため、郵送により提出した場合は、参加表明書等受領書返信用封筒（長3サイズで返信用切手を貼り、返信先宛名を記載しているもの1通）を同封すること。

ウ 提出部数及び方法

提出書類は整理して提出すること。なお、用紙の仕様は片面とし、様式がA3サイズのものはそれぞれA4サイズに折り込むこと。

- ① 様式第1号と様式第2号、様式第9号から様式第11号まで一式揃えたものを1部提出する。

※様式第12号を提出する場合は、様式第11号の後につけること。

- ② 様式第2号の提出書類は、左上1か所をダブルクリップかホッチキス止めしたものを10部提出する。次の順番のとおりに並べたものを2部提出する。

- ③ 様式第10号は、各様式及び添付書類毎に左上1か所をダブルクリップかホッチキス止めしたものを2部提出する。

（4）一次審査結果の通知

ア 一次審査結果は、令和8年2月12日（木）午後5時までに天草市ホームページで公表する。また、技術提案書等の提出要請の対象となる参加者（以下「一次審査の合格者」という。）に対しては、電子メールおよび文書にて通知する。

イ 一次審査において選定されなかった者は、審査結果の公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日は含まない）以内に、書面により審査会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

ウ 審査会は、前項の規定により説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

（5）技術提案書等の受付

技術提案書（様式第5号）及び技術提案書関連書類（様式第6号・様式8号・様式第13号）は、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。持参する場合、提出者は指定しないが、一次審査の選定通知書を持参し、提示すること。

ウ 提出部数

様式第6号及び第13号は、10部提出とする。その他の様式は各1部提出とする。

（7）プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、非公開とする。

ア 実施日（予定）

令和8年3月17日（火）

また、プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細については、一次審査の合格者へ別途通知する。

イ 実施場所

天草市役所 庁議室

ウ 出席者

様式第8号に記載された者が必ず出席することとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第8号）に記載のない者は認めない。

エ ヒアリングの内容

技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

オ プrezentation及びヒアリングの順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、技術提案書等書類の受付順とし、別途通知も行う。

#### （8）二次審査結果の通知

ア 二次審査結果は、令和8年3月19日（木）午後5時までに天草市ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。

イ 二次審査において最優秀者に選定されなかった者は、審査結果の公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日は含まない）以内に、書面により審査会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

ウ 審査会は、前項の規定により説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

### 9. 審査方法

審査は次のとおりとする。

#### （1）一次審査（書類審査）

審査会が審査事項に関する評価配点を決定し、参加者から提出された書類（参加表明書等）により、審査員によって採点を行う。

また、審査会は、採点結果を審査し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から4者程度を選定する。また、一次審査の得点は二次審査に加算する。

#### （2）二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

審査会は、技術提案の適格性、創造性、具体性等を評価する。また、技術提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、担当チームのコミュニケーション能力も踏まえ、総合的な能力を審査し、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

※ 一次及び二次審査の審査基準については、別添「公募型プロポーザル方式評価要領」に記載する。

### （3）受託者選定公表

受託者選定に関する公表については、7-（8）に記載のとおり天草市ホームページで公表する。

## 10. 委託契約の締結

最優秀者に選定されたものと随意契約を行う。ただし、当該契約が不調の場合は、優秀者に選定されたものと随意契約を行うものとする。

### （1）業務委託金額

選定された受託候補者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で、様式第13号により提出された参考見積書の金額を上限として決定する。

予算額 17,000千円（消費税及び地方消費税含む）

### （2）業務委託の概要

別添「天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務委託仕様書（案）」による。

### （3）契約保証金の納付義務

有。ただし、天草市契約規則第20条の規定に該当する場合は免除する。

### （4）支払い条件

後払いとする。

## 11. その他

（1）プロポーザルにおいて、天草市に関する情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。

（2）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

（3）提出書類において、他の文献を引用した場合は、出典を明示すること。

（4）提出された書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

（5）提出された「参加表明書及び技術提案書」等の提出資料は返却しない。

（6）天草市は、最優秀者の書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。なお、それ以外の者の書類は公表しないものとするが、前記10に該当する場合には優秀者の書類を公表する。

- (7) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は事務局の承諾を得ること。
- (8) 提出書類作成のために天草市から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、天草市の了解なく公表・使用することはできない。
- (9) 参加表明書等は、提出後の差し替え及び再提出を認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病気休職、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、天草市の了解を得なければならない。
- (10) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛らないようにすること。  
なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。
- (11) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査会と事務局が協議して決定する。
- (12) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。